

那 霸 市 公 報

号外第 6 9 0 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 19 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について (公表) …… 375

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 号

平成 2 0 年 6 月 3 日

那 霸 市 監 査 委 員 長 嶺 紀 雄

同 宮 里 善 博

同 洲 鎌 忠

同 知 念 博

平成 19 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について (公表)

平成 19 年度財政援助団体等監査 (那監公表第 4 号) の結果に伴い措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 19 年度
財政援助団体等監査結果に対する措置について

- 1 国際通りトランジットマイル助成金
- 2 沖縄国際会議観光都市連絡協議会負担金
- 3 漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金
- 4 那覇市 N P O 活動支援センター管理運営事業
- 5 那覇市民生委員児童委員連合会補助金
- 6 財団法人那覇市育英会育英事業
- 7 体育施設管理運営事業及び那覇市体育協会
管理運営補助金

那覇市監査委員

1 事業名称 国際通りトランジットマイル助成金

指摘事項等

(経済観光部商工振興課)

(1) 補助金の概算交付について

国際通りトランジットマイル事業へは、補助金交付額決定後平成 18 年 8 月 14 日に 500 万円の全額概算払している。しかし、概算払された日から同年 12 月末日までに補助事業者が支払った経費は 18 万円程度で、残りは平成 19 年 1 月まで使われずに当該補助金のみを管理していた普通預金口座に預けられていた。

那覇市補助金等交付規則第 15 条第 1 項のただし書き規定においては、一括又は分割しての概算交付を認めているが、同事業への概算交付は、事業実施における困難性や一括払いすべきか分割払いすべきかの十分な確認もないままに支出している。

規則同条ただし書き規定による概算払をする場合は、補助事業者に対し概算払請求書等(資金計画)を提出させ必要な額を把握したうえで、一括或いは分割払いの判断をして所要額を概算交付すべきであった。

今後補助金交付については、例規等を順守し計画的で合理的な予算の執行に努められたい。

(2) 補助金の精算について

ア 概算交付された補助金の精算事務について

所管課は、当該補助事業の精算事務の手続きにおいて平成 19 年 3 月 31 日付け(検査日)で履行の確認を行い、同年 5 月 15 日に実績報告を受取り、5 月 17 日に補助金額確定通知後 5 月 21 日に精算を行っている。

当該事業のように概算払された補助金は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項 5 号の規定が適用され、その支出の所属年度が支出負担行為をした日の属する年度となることから、同一年度内で必ず精算しなければならなかったものである。

イ 補助金の額を確定する根拠について

所管課は、平成 19 年 5 月 17 日付けで補助金の額の確定をしているが、補助金の一連の事務手続の中で明確な条件や根拠を示さないまま補助金の額の確定に至っている。

このことは、那覇市補助金等交付規則第 13 条で「…補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し…」との規定を適用する際に必要な基準・根拠が曖昧な中で事務手続をしたと言える。

今後の補助金の執行に当たっては、法令の趣旨に従い、その支出及び履行の確認は慎重に行うよう努められたい。また、補助事業の執行に当たっては、事業の内容を具体的に勘案した要綱等の整備を行い、交付基準を明確にし、補助事業者への事前説明等を十分に行い、適正な事務の執行を図るよう留意されたい。

指摘事項等に関する措置

(経済観光部商工振興課)

(1) 補助金の概算交付について

那覇市国際通り等中心市街地活性化トランジットモール事業は、自家用車から公共交通機関への利用転換により、国際通りの交通渋滞の解消と歩行者の安全確保及び中心市街地の活性化等を図ることを目的とする、非常に公共性の高い事業ですが、事業実施主体から平成 18 年 7 月 15 日に概算交付請求を受けたことに伴い、平成 18 年 8 月 14 日に 500 万円の全額を概算交付しました。

しかしながら、ご指摘のとおり本補助金の概算交付は、事業実施における困難性や一括払いすべきか分割払いすべきかの十分な確認がないままに支出してしたことについては、予算執行におけるチェック機能の不明瞭さを払拭することができないものと深く反省し、改善すべき課題であると痛感しております。

今後は、補助事業者に対しても概算交付請求する際には、事業実施に係る資金計画等を提出させて適切な判断のもと、例規等を順守し計画的で合理的な予算の執行にあたりたいと思います。

(2) 補助金の精算について

ア 概算交付された補助金の精算事務について

平成 18 年度那覇市国際通り等中心市街地活性化トランジットモール事業の事業履行の確認については、最終日の平成 19 年 3 月 25 日(日)に担当者が現場で目視確認し、平成 19 年 3 月 31 日付けで検査確認しました。

概算交付された補助金の精算事務が、同年 5 月 15 日の実績報告書受理、5 月 17 日の補助金確定通知及び 5 月 21 日の精算が行われたことについては、本来は概算交付された補助金は地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号の規定が適用され、同一年度内で精算しなければなりません。概算交付された補助金にも地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号の規定が適用されるものとの勘違いに起因しております。

那覇市国際通り等中心市街地活性化トランジットモール事業は、平成 19 年 3 月末までの事業であるため確定及び精算事務を出納整理期間に行ってしまいましたが、これについても予算執行におけるチェック機能の不明瞭さを払拭することができないものと深く反省しており、今後は、適切な判断のもと概算交付を行う場合にも、実績報告、補助額確定、精算を年度内に行うよう、事業実施主体とも十分に調整し、適正な予算の執行にあたりたいと思います。

イ 補助金の額を確定する根拠について

那覇市国際通り等中心市街地活性化トランジットモール事業に対する補助金は、平成 19 年 5 月 17 日に額の確定をしております。

これは、公共性の高い事業であること、また、商業活動が停滞している中心商店街の活性化にも寄与するとの認識のもと、那覇市補助金等交付規則第 3 条及び那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱第 2 条 7 号に基づき補助金を交付しましたが、ご指摘のとおり、補助金等の額

を確定するにあたっては、基準、根拠の曖昧さを否めません。

これについても、上記「(1) 補助金の概算交付について」「(2) 補助金の精算について ア 交付された補助金の精算事務について」同様、予算執行におけるチェック機能の不明瞭さを払拭することができないものと深く反省しております。今後は、早急に基準等を整備し、交付基準を明確にして適正な事務の執行を図ることに努めます。

2 事業名称 沖縄国際会議観光都市連絡協議会負担金

指摘事項等

(経済観光部観光課)

(1) 沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会負担金について

連絡協議会の事業計画、予算及び決算については、連絡協議会会則で連絡協議会が協議し決定することになっているが、連絡協議会が組織されず、会長及び監事も設置されていないため、事業計画、予算及び決算は協議されていない。更に、負担金の積算基準も不明確である。

コンベンションビューローの国際観光都市事業に対する負担金にもかかわらず、連絡協議会負担金として支出していることは不適切である。

(2) 業務執行の確認・検証について

国際観光都市事業予算の執行については、コンベンションビューロー会計規程を準用することになっているが、同規定に基づく手続きを取らずに同事業予算の項目間で組み替え執行され、また、一部項目については、予算額を超えた執行がなされている。

負担金の交付に当たっては、当該団体の設置目的、事業内容、経費等を当該団体の会則、規約、予算及び決算等で十分検証を行うとともに、団体運営の在り方及び組織内部のチェック体制の強化を図り、適正な予算執行に改善されたい。

(財団法人沖縄観光コンベンションビューロー)

国際観光都市事業負担金について

平成 18 年度国際観光都市事業として、本県におけるコンベンション事業の振興を図るため、沖縄県と国際会議観光都市(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市)と共催で、コンベンション事業に携わる人材の育成、県内コンベンション関係者の啓発を図る大会等を開催している。

コンベンションアイランド・沖縄のPRと知名度の向上のため、那覇市も負担金を支出しているが、その負担金積算基準が不明確である。

また、同事業予算の項目間で組み替え執行や一部項目については予算額を超えた執行がなされている。

同事業費の執行に当たっては、負担金の積算基準を明確にするとともに連絡協議会と十分な連携を図り、適正な予算執行に改善されたい。

指摘事項等に対する措置

(経済観光部観光課)

平成 20 年 2 月 4 日に、沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会総会を開催しました。本総会には、国際会議観光都市である那覇市、浦添市、宜野湾市及び沖縄市、事務局である沖縄観光コンベンションビューローが参加し、協議会会則の見直し、会長市及び監事市の選出、平成 18 年度事業報告及び収支決算の審議、平成 19 年度事業計画及び収支予算の審議が行われました。

協議会独自で実施するよりも、人材やノウハウが豊富で、海外拠点を擁する沖縄観光コンベンションビューローと連携する体制が、より効果的であると考え、沖縄観光コンベンションビューローの国際観光都市事業へ、協議会負担金を充当することとなりました。

なお、協議会負担金が充当される事業が、各市に効果的で適正に実施されるために、事業計画及び収支予算を協議会において審議し、各市及び沖縄観光コンベンションビューローで連携して事業を実施するとともに、予算の軽微な変更が生じる際には協議会幹事会で協議及び決定するよう、会則を整備しました。

予算執行に対する指摘については、沖縄観光コンベンションビューローへその内容を伝えました。

負担金の積算基準については、今後、協議会において、これまでの経緯をふまえ、十分に検討します。

3 事業名称 漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金

指摘事項等

(漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会)

(1) 漫湖水鳥・湿地センターへの来館者数の増に向けて

漫湖水鳥・湿地センターは、平成 15 年 5 月にオープンし、当該年度の来館者数は 2 万 3,032 人であったが、その後、平成 16 年度(1 万 8,698 人)、平成 17 年度(1 万 7,232 人) と減少したが、平成 18 年度(1 万 9,143 人) は県内の小中学校へのポスターの配布や観察会の充実などを図ることにより前年度に比較して 1,911 人の増加となった。

次代を担う青少年が漫湖水鳥・湿地センターへの来館を通して、水鳥をはじめとする野生動物の保護と湿地の保全に理解を深めることが期待されるので、本センター施設の有効活用及び来館者の増に向けては、さらに工夫した普及啓発・啓蒙活動を検討されたい。

(2) 規則等の整備について

漫湖水鳥・湿地センターの管理運営に当たっては、協議会の各規則等に基づき予算を執行しているが、備品の管理については備品ラベルに購入金額や購入年月日が記載されていない、旅費については旅費支給の根拠となる規則等が制定されていないなど、規則等の不備があるので是正されたい。

指摘事項等に関する措置

(漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会)

(1) 漫湖水鳥・湿地センターへの来館者数の増に向けて

漫湖水鳥・湿地センターは、今後、来館者数の増加に向けて、センター展示室及び野外観察会等のイベントの充実、地域の小中学校と連携した環境教育の推進、これらの活動を地域に発信するための情報網の整備を実施していきます。

また、例年来館者が増加する夏期に、センターの活動をさらに展開するため臨時職員を雇用することを検討しています。

さらに、現在、環境省により実施されている自然再生事業と連動しながら、湿地生態系の保護と保全への理解を深めるための活動の充実を図っていききたいと思います。

(2) 規則等の整備について

漫湖水鳥・湿地センターの備品の管理につきましては、備品台帳を整備するとともに、備品ごとに購入金額及び購入年月日を記載した備品ラベルを順次貼付けていきます。

また、漫湖水鳥・湿地センター職員の旅費支給の根拠となる規則等の制定につきましては、平成 20 年 2 月 13 日付けで漫湖水鳥・湿地センター職員の給与、勤務条件等に関する規定を制定いたしまして、今後適正にあたっていききたいと思います。

4 事業名称 那覇市 NPO 活動支援センター管理運営事業**指摘事項等**

(市民文化部市民協働推進課、那覇市 NPO 活動支援センター)

(1) 利用料金の承認について

利用料金は、那覇市 NPO 活動支援センター条例第 11 条により市長の承認を得て定めるものとしている。しかし、同条に基づく承認を得ずに利用料金を設定しており、また、所管部局もその手続を行うよう指導していない。

利用料金の設定については、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするため指定管理者の主体性を認めているが、公の施設として市民の利用に支障を来たすことがないように公的なチェックが求められていることから、条例を遵守されたい。

(市民文化部市民協働推進課)

(2) 毎年度の事業評価について

指定管理者制度導入に関する指針(平成 17 年 5 月作成)によれば、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、結果に応じて指定管理者に適切な指示を行うとある。

所管部局では、指定管理者基本協定書第 9 条の実績報告書の確認について行っているとのことだが、その収支計算書に賃金規定にない退職金を支

払う等、不適正な支出がみられる。また、事業報告書についても検証がなされていない。

公の施設の管理を継続して指定管理者に委託する以上は、指針に沿って事業評価を行い、適切な執行管理に努められたい。

指摘事項等に関する措置

(市民文化部市民協働推進課、那覇市 NPO 活動支援センター)

(1) 利用料金の承認について

利用料金の設定については、那覇市 NPO 活動支援センター条例第 11 条により市長の承認を得て定めるものとしており、市民協働推進課において同手続きを行いました。

(市民協働推進課)

(2) 毎年度の事業評価について

毎年度の事業評価については、指定管理者制度導入に関する指針にもあるとおり、サービスの質を向上させ継続的に提供していただくためには、年度毎に事業を振り返りその効果を検証し、事業評価を行うことは重要なことであり必要であると考えます。

そのためにも、まずは、事業の趣旨を踏まえた上で、短期・長期的な事業目標を定め、その目標を達成するために必要な事業評価のしくみを構築し、実施していけるよう努めていきたいと考えています。

5 事業名称 那覇市民生委員児童委員連合会補助金

指摘事項等

(健康福祉部福祉政策課、那覇市民生委員児童委員連合会)

実績報告書について

当該補助金の実績報告は「社会福祉事業補助金交付要綱」の実績報告書様式により報告すべきところを、「社会福祉法人の助成に関する条例施行規則」の実績報告書様式を使用し提出され、その結果、補助金を交付する根拠法令の名称が誤った記載となっている。

また、実績報告書の交付決定通知の日付及び文書番号も誤った記載がなされているが、所管課も気づかず受理されている。

実績報告書は、交付の目的を達成するため補助金が有効かつ適切に活用されたことを報告する重要な書類であることから、提出にあたっては十分に検証を行い、受理する所管課においても書類の精査を行うよう努められたい。

指摘事項等に関する措置

(健康福祉部福祉政策課)

実績報告書について

ご指摘のありました件につきましては、受理する所管課において書類の精査を行い、誤りのないよう努めて参ります。

(那覇市民生委員児童委員連合会)

実績報告書について

ご指摘の件につきまして、関係書類提出にあたっては、十分に検証を行い、誤りのないよう努めて参ります。

6 事業名称 財団法人那覇市育英会育英事業

指摘事項等

(那覇市育英会)

(1) 貸付金残高の差異と預かり金の未計上について

平成 18 年度の計算書類に対する注記の中で、貸付金の期首残高(1 億 1,182 万 4,145 円)と平成 17 年度期末貸付金残高(1 億 1,184 万 9,645 円)には、2 万 5,500 円の差異があり、その原因は、平成 18 年度の決算整理の際に、甲の 1 万 2,500 円と乙の 1 万 3,000 円、合計 2 万 5,500 円が回収されたと錯誤し、平成 17 年度残高より減額して繰越したことによる差であった。また、貸借対照表の負債の部に預かり金 2,280 円の未計上があった。

このような事務的誤りは、同会が公益法人会計基準に準拠した経理処理がなされていないこと、財団法人那覇市育英会寄附行為第 34 条(書類及び帳簿の備付等)の規定の趣旨が十分に生かされていないことにも起因すると思われるので、公益法人会計基準に基づく複式簿記による会計制度への早期の移行に努められたい。

(2) 貸付金の管理について

平成 18 年度決算附属書類によると、平成 18 年度末現在の貸付金の滞納額は 504 万 8,740 円、貸付金の最終納期限到来未納者は 5 人で 275 万 1,500 円となっている。

平成 18 年度末現在、貸付金の返還督促に応じないため連帯保証人への督促措置を行っているものは 1 人であるが、滞納額の対前年度比伸率は 17 年度 27.0%増、18 年度 42.4%増と返還金の回収状況が悪化してきている。

貸付金の償還を管理する個人台帳は、システム管理されているが、貸付金残高の確認は決算時だけに行われていて、口座への毎月の振込み確認も会計担当者だけで行われている。

以上のことから、貸付金の管理は本財団の目的を達成する上で最も重要なことであり、貸付金、償還金の日常的管理を適切に行うため複数人でチェックする等の業務体制の点検を図られたい。

指摘事項等に関する措置

(那覇市育英会)

(1) 貸付金残高の差異と預かり金の未計上について

貸付金残高の差異と預かり金の未計上については、公益法人会計基準に基づく複式簿記による会計制度を導入し、貸付残高、預かり金等の適切な管理に努めてまいります。

(2) 貸付金の管理について

貸付金、償還金の日常的管理については、平成 20 年度から、毎月 1 回、2 人でチェックする業務体制を整えて、適切な貸付金、償還金の管理ができるように努めてまいります。

7 事業名称 体育施設管理運営事業及び那覇市体育協会管理運営補助金 指摘事項等

(教育委員会生涯学習部市民スポーツ課、那覇市体育協会)

(1) 補助金の精算及び要綱の見直しについて

平成18年度補助事業である那覇市体育協会運営事業は平成19年3月25日に終了し、当該補助事業が履行したことを、平成19年3月30日に担当課長が確認した。その後、那覇市体育協会は平成19年6月4日付けで「補助金実績報告書」を那覇市長あて提出。同月22日付け市長名で「補助金の確定通知書」を交付しており、補助金の精算を交付年度の翌年度に行っている。また、那覇市社会体育振興費補助金交付要綱第8条(補助金の実績報告)には、「補助金実績報告書は市長が指定する期日までに提出しなければならない」とし、同要綱別表2で「団体補助の提出期限を4月30日まで」と規定している。本来、当該補助金は概算払しているため、補助金額の確定は会計年度独立の原則から交付年度内に行うべきである。補助金の適正な執行管理ができるよう、要綱の見直しを検討されたい。

(那覇市体育協会)

(2) 利用料金の承認について

利用料金は、那覇市体育施設条例第9条第2項(利用料金)に基づき、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることになっている。しかし、利用料金は、従来と変わらないものとして承認を得ずに設定しているため、条例に基づき適正に実施されたい。

指摘事項に関する措置

(教育委員会生涯学習部市民スポーツ課、那覇市体育協会)

(1) 補助金の精算及び要綱の見直しについて

補助金の精算及び要綱の見直しについては、那覇市体育協会の決算書等の作成時期及び総会に提出されるのが翌年度の5月となっており、総会終了後、「補助金実績報告書」を作成し、提出を行い、その後、市民スポーツ課において「補助金実績報告書」の精査を実施して補助金額の確定を行っていたため、ご指摘のとおり、那覇市の会計年度内に確定を行う事務の時期と違いが生じておりました。

今後、那覇市体育協会において、当該会計年度の補助事業を履行した時点で、「補助金実績報告書」を作成し、役員の承認を得た後、速やかに提出し、市民スポーツ課において、「補助金実績報告書」を精査して当該

会計年度内に確定を行うよう努めてまいります。また、実績報告書の提出期限について、那覇市社会体育振興費補助金交付要綱別表 2 に規定する「団体補助の提出期限を 4 月 30 日まで」を会計年度独立の原則に基づき交付年度内に規定する見直しを行います。

(那覇市体育協会)

(2) 利用料金の承認について

利用料金の設定については、那覇市体育施設指定管理者の協定を締結する際、従来の利用料金を踏襲するということから、那覇市体育協会で作成した、利用料金の設定等を定めた「那覇市体育施設管理に関する規程」を提出したのみで、那覇市教育委員会の承認を得ずに利用料金を設定しておりました。ご指摘を受けて、平成 19 年 12 月 13 日付で利用料金の承認を得たところです。今後、利用料金の設定については、那覇市体育施設条例第 9 条第 2 項(利用料金)に基づき、適正に処理するよう努めます。